

令和4年度青木村立青木中学校いじめ防止基本方針

青木村立青木中学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「青木中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

◆ いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「生徒指導・いじめ対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、PTA正副会長とする。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めて行く。

※人権教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会、との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会が機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ① 生徒理解を具体的に進め、その上にたって、生徒自らが自己を表現しつつ関わり合つて問題解決を行う授業の実現をめざす中で、自分に自信を持ち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ② 子どもたち一人一人が認められ、互いに高め合い、学級の一員として自覚できるように学級づくりを行う。

- ③自分や友達の良さの自覚、思いやりの心や命を大切にすること（みんなかけがえのない存在であることを理解）を日々の学級活動、道徳の時間や学級指導の時間、人権教育の時間などの指導を通して育む。教育相談の時間、年2回の人権教育月間には、重点をおいて取り組む。
- ④生徒会活動との連携を深め「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが自ら持つようにあらゆる機会の中で指導する。また、生徒会自らの活動として挨拶に関わって全校で話し合ったり、あいさつ運動を展開したりすることについて確実にバックアップしていく。
- ⑤「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥情報教育では、はじめに“情報モラル”の大切さや、それを守ることの必要性を理解することに時間をかけてあつかう。学年、学校単位で外部講師による指導を受ける機会をもつ。
- ⑦校長講話や朝の会で、命の大切さに触れる話をする。
- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨生徒会による縦割り活動、車座集会、福祉施設交流などを通して、多くの地域の方との交流を通して、思いやりの心とコミュニケーション能力を育てる。
- ⑩道徳の時間において、自己肯定感を高め、他者への思いやりや生命尊重の価値を感得する。
- ⑪「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学年学級懇談会などの会合、学校・学年だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑫年3回、いじめに関わるアンケートを実施し生徒の様子を把握し、指導すべきは指導する。

(2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ①職員会の最初に、生徒理解の時間を設け、各学年における課題を出し合い、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員朝会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③いじめに関するアンケート（学期1回）Q・U検査の結果（学期に1回）等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“安心ネットワーク”のポスターを保健室前に掲示したり学校だよりで周知したりしていく。
- ②教育相談において担任等がクラスの全生徒と相談する機会をとる。心の教室相談員は、1年間を通して、相談室を開放し、生徒の相談にいつでも応じられるようにする。
- ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの生活記録や保護者からの連絡をていねいに読み、生徒や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。

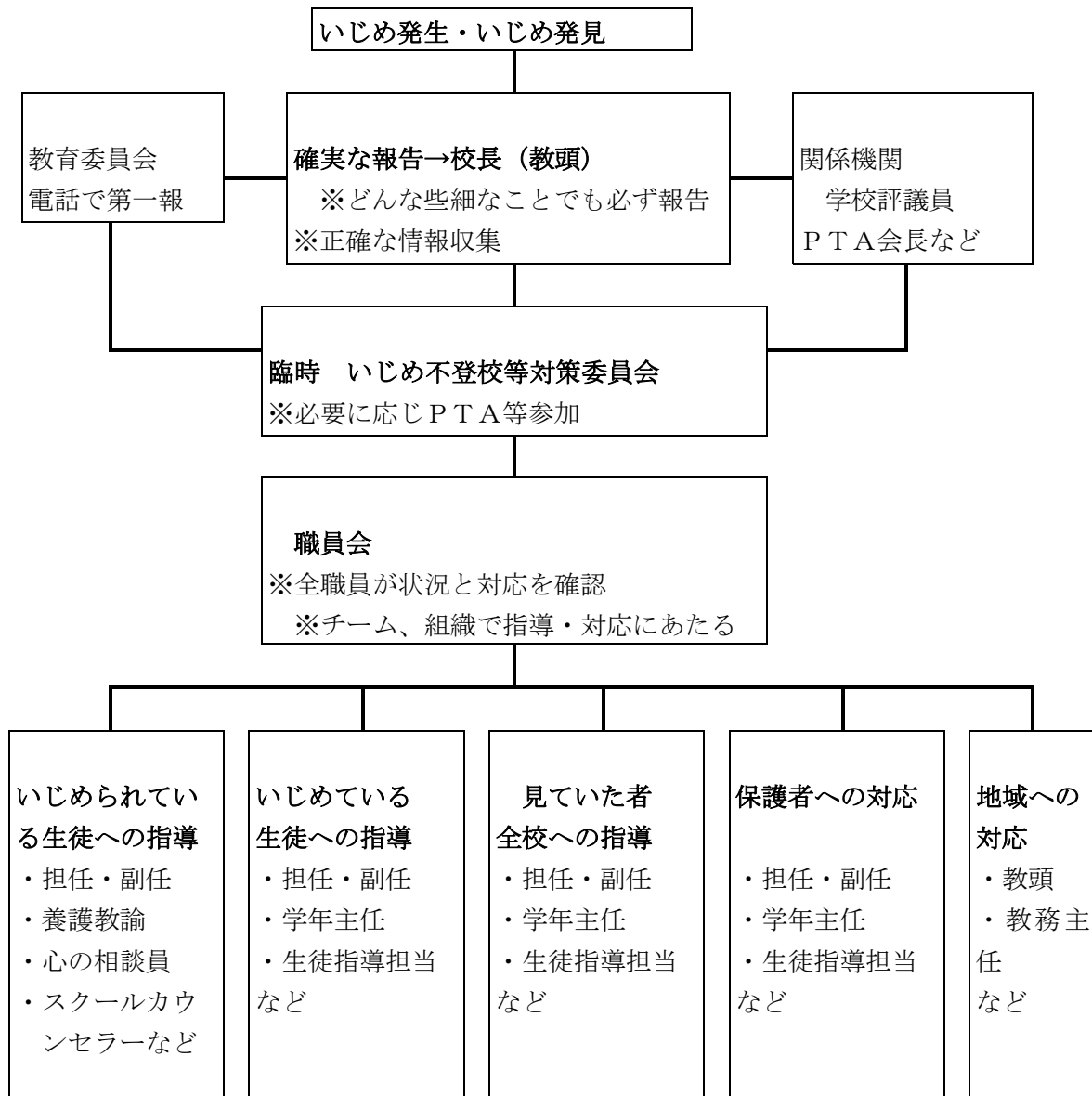
- ④全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声かけを行う。
- ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4) 校内研修

- ① “特別支援教育” についての日々の職員研修（ケース会議他）
子どもの姿から発達障害について学ぶ。発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防ぐようにする。
- ② 小中合同人権同和教育研修（城西支会合同 7月）
青木小学校・中学校の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。同和問題を中心に研修を深める。

4 いじめが見つかったときの対応（青木中学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、青木村教育委員会に報告する。

(2)“青木村教育委員会の設置する組織”の指導の下に“青木中学校の「生徒指導・いじめ対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※“青木村教育委員会の設置する組織”の指導の下、「青木中学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

6 いじめを防止するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	・学年・学級開き…「いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月	☆「人権学習月間」の実施 ・アンケートの実施（人権教育アンケート＋生徒指導係 Q-U 等検査） →結果の共有（量的にみた全体の傾向把握＋質的にみた個の分析） →対応 ・一人一人の頑張る姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導
	6月	☆「教育相談」①の実施
	7月	・登山に向けての学級づくり
二 学 期	8月	・こまゆみ祭へ向けての学級づくり
	9月	・学級・学年・学校全体が協力して、自分たちの文化祭を創り上げる課程を通してお互いを認め合う意識付け
	10月	☆「教育相談」②の実施
	11月	☆「人権学習月間」の実施 ・生徒会文化奉仕委員会の発表 ・アンケートの実施
	12月	☆生徒集会で仲間づくりについて意見交換 ・生徒指導係 Q-U 等検査の活用 →結果の共有（量的にみた全体の傾向把握＋質的にみた個の分析） →対応
三 学 期	1月	・新しい年に向けて… 「みんな仲よく、いじめはしない」ことを年頭の誓いとする。
	2月	・「進級・卒業に向けて」… 1年間の一人一人の頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け
	3月	・「1年間のまとめ」… 友との関わりを振り返り、友のよさを互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成